

明治初期の御雇外国人医学教師 関係法について

高安 伸子

日本に近代医学教育を導入するために雇われたドイツ人医師、ミュルレルとホフマンの兩名が明治四年（一八七
一）に來日してから本年度、ちょうど百二十年が経過し
た。御雇外国人医学教師についての研究は長年にわたって
行われ、その報告も数多く提示されている。開国したばかりの日本にとって、医学にとどまらず様々な分野で最新の知識を持った外国人が必要であった。このため、中央官省だけではなく府県、また民間も競って外国人達を雇用したのであるが、來日する外国人数の少ない明治初年頃には教師獲得をめぐってのトラブルも生じはじめた。前回の總會において報告した佐賀県立病院（好生館）の御雇教師四名

（ヨンクハンス、スロン、O・シモンズ、デーニッツ）に関する行政資料の中にも、教師獲得や雇用条件をめぐっての係争を示す文書が残されていた。今回は御雇外国人医学教師のうちの一人ではなく、全体に視点を移して、彼らが行った医学教育がどのような法令によって規制され、日本での生活条件がどのようなものであったかについて報告する。

今回の報告に際して使用した資料は、内閣官報局刊行の『法令全書』中の、明治年間に中央官省が示した法文ならびに政府及び文部省の法令に限り、他省が独自に雇用した外国人に関する法令は除外してある。

御雇外国人に関する明治期最初の法令は、明治元年（一八六八）八月二十二日に行政官から出されたものである。その内容は、諸藩において勝手に外国人を雇入れることを禁じ、雇入れの際には外国官に許可を得るよう規定してある。

同二年には諸官外国人雇入方が出され、同三年二月に十八項目にわたって外国人を雇入れる際の心得が出された。明治三年二月というのは、ミュルレル・ホフマン兩名と定

約が結ばれた時期である。心得の中に「：雇入方不案内ヨリ疎漏之約定ニヲヨヒ或ハ其雇入ヘキ人物之撰方精細ナラス不都合之趣追々相聞候間大略之心得方別紙ヲ以布告ヲヨヒ置候：」と書かれており、標準的な手順が示されている。こうして手順を示しても、問題が多発したらしく同四年六月には、約定書の草案を外務省に提出し検査を経て免状を受けた上で契約すべし、との達が出された。

御雇外国教師に関する文部省の法令は同五年と同六年の二年間に二十以上が出されている。特に重要と思われるものは同五年八月に頒布された外国教師雇入条約規則書と、同年十一月に頒布された外国教師にて教授する医学教則である。雇入条約規則書には十二条からなる定約書の文例や、給与や旅費についての上限下限など細部まで規定されている。この時の規則書は官費雇の教師についてのものであった。

同六年三月に私費雇の教師についての十六条からなる定約書文例が頒布された。佐賀県に残る行政資料は、後者例に従って教師と条約を結んでいることを示している。また、医学教則頒布は、外国人教師が日本各地の医学教育に

多く携わりはじめたために行われたことであると言える。

同十年二月三日になり、太政官より外国人を雇入れる際に約定書草案を外務省に差出すには及ばない、という達が出された。外国人雇用に關しての法令数は、この時期を境として激減する。長門谷洋治氏らによる来日外国人に関する研究の中で、年次別来日医学関係者数が報告されている。その報告によると、明治三年（一八七〇）から同十二年（一八七九）の十年間に最多の百七名が来日しており、同十三年以降の数は減少する。この両者の数の変化が、ほぼ一致することから、御雇外国人医学教師関係法の転換期は、明治六年と同十年の二回であったと考えられる。

（順天堂大学医学部医史学研究室）